

中泊町農業委員会会議録

平成28年5月10日

中泊町農業委員会

平成28年度中泊町農業委員会 5月定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月10日（火） 午前11時00分～午後12時00分

2. 開催場所 中泊町役場別館研修所

3. 出席委員（11人）

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神 良 一		
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
	8番	葛西 誠	9番	大川賢一
	10番	長利弘明		
	12番	野上喜代次		

4. 欠席委員（3人）

委 員	3番	鈴木誠一	11番	澤田健吾
委 員	13番	木村 巧		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第3号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第4号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第4号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第5号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第6号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定案について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

次 長 前 田 和 夫

総括主幹 開 米 るみ子

主 幹 今 雄 大

7. 会議の概要

事務局	ただいまから、平成28年度中泊町農業委員会5月定例総会を開会いたします。
事務局	本日、出席委員は14名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長をお願いいたします。 はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。
会長	本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
議長	これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。 会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】 ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。 次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 それでは、議事録署名委員は、4番外崎委員、5番葛西徳男委員をお願いいたします。 なお、本日の会議の書記には事務局職員開米総括主幹と今雄大主幹を指名いたします。 以上で日程第2を終わります。 それでは、日程第3の報告第3号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。 ◎報告第3号
事務局	3ページをお開き下さい。報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。 平成28年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。 今月の貸借の合意解約は、1件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの報告3号について、何かご質問等ございませんか。 (質問無し) 無いようですので、報告第4号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第4号

事務局

9ページをお開き下さい。報告第4号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成28年4月実施分)の結果について、次のとおり報告する。
平成28年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。4月分の農地移動あっせんの申し出は1件ございました。内容については申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第4号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第4号

議長

議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

9ページをお開き下さい。議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により、下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。
平成28年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第4号について、受付番号第10番から12番に関係する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員

はい。4番外崎です。

それでは報告いたします。

去る5月2日に、私と葛西徳男委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件ございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。

以上ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号10番から12番の3件ございました。内訳は贈与が1件、売買が2件です。

受付番号10番は、尾別字湯島地内の2筆の田10,308平方メートルの親子間の一部贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号11番は、福浦字浦島地内の1筆の田483平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号12番は、芦野字福泊地内の1筆の田2,102平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

事務局 受付番号10番から12番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第5号

議長 議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書」についてを、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 12ページをお開き下さい。
議案第5号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第4条第2項の規定により下記のとおり許可申請があったので審議を求めます。
平成28年5月10日提出 中泊町農業委員会会長

議長 議案第5号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員 それでは報告いたします。去る5月2日、私と葛西徳男委員の二人と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第4条の転用許可申請が1件ございます。
申請地は八幡地区の、田と畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 13ページをお開き下さい。
それではご説明いたします。
受付番号1は、八幡地域の盛山地内の2筆の畑と田 325㎡で、その他の農地であります。転用目的は、駐車場として使用することです。
申請地付近はすでに住宅地で農作物に及ぼす影響はないと思われます。
許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)の(カ)」「小集団の生産性の低い農地」に該当している農地と思われます。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。
以上で報告終わります。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第6号

議 長

続きまして、議案第6号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

17ページをお開き下さい。議案第6号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。
平成28年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成28年5月6日付け中農政第51号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

20ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が1件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が1件となっています。

説明に入る前に資料の訂正をお願いいたします。20ページ右側にある備考欄の認定農業者を削除してください。それでは説明いたします。

受付番号7番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、豊岡字若松の農地2筆、地目は田、面積は6,705㎡です。売買価格は200万円です。対価の支払い期限は平成28年6月10日を予定しております

所有権移転につきましては以上です。

24ページから31ページまでをお開き下さい。今月の利用権設定は新規が8件、再設定が6件で面積は再設定、新規合わせて106,127平方メートルです。

受付番号15番は新規の設定で、設定する農地は宮川地内の1筆の「田」5,168平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号16番も新規の設定で、設定する農地は八幡地内の4筆の「田」6,244平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号17番も新規の設定で、設定する農地は深郷田地内の1筆の「田」9,276平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号18番も新規の設定で、設定する農地は深郷田地内の1筆の「田」4,744平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号19番も新規の設定で、設定する農地は深郷田地内の2筆の「田」3,153平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号20番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」8,352平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号21番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」8,955平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は無償。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号22番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか6筆の「田」12,959平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号23番は再設定で、設定する農地は田茂木地内ほか5筆の「田」10,262平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり20,000円。支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号24番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」9,589平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号25番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」4,057平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号26番も再設定で、設定する農地は深郷田地内の1筆の「田」3,655平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

事務局

受付番号27番も再設定で、設定する農地は深郷田地内ほか5筆の「田」14,899平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号28番も再設定で、設定する農地は薄市地内の1筆の「田」4,814平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第7号

議長

次に、議案第7号「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定案に係る意見について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

32ページをお開き下さい。議案第7号「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定案に係る意見について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので意見を求める。
平成28年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページお開き下さい。平成28年4月27日付け、中農政第47号で中泊町長より当委員会会長あてに地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定案についての意見を求められておりますので、その概要についてご説明いたします。

去る4月27日付で、町から照会している町の農業の振興に関する計画案、通称27号計画について、ご説明させていただきます。

まず、「策定の背景」ですが、①くろしお風力発電(株)による(仮称)津軽十三湖風力発電事業による、農振除外の申出に伴うものであること、②当該事業者は、売電収益から一定額を農業者の利益になる事業(水利施設の維持管理事業)に資金を拠出するものであること、③当該地区は、現在実施中の国営かんがい排水事業「津軽北部二期地区」の受益地であることなどといった理由が主なものになります。本案は、県庁構造政策課と案を協議しており、先日、調整が完了したことから、本定例会に提出したものです。

次に、本計画の法根拠ですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号に記載がありまして、字が細かいですが、資料に記載のとおりとなります。そのなかでも、柱書イとルに基づいて、町から農業委員会に対し、「農業上の効率的・総合的利用の観点」からの意見及び「農地転用の許可見込み」を照会したところです。

次に計画の概要でございますが、この計画では総論を記載する本文と、各施設を記載する施設調書の2本立てになっております。お配りしている計画案の7ページ目までが本文になり、8ページ以降が施設調書となります。

順を追って説明しますと、まず1つ目の趣旨の部分では、農業が持続可能な産業となるよう、町長期計画に掲げる項目の実施によって、農業経営の安定化を図る取り組みを進めることを記載しております。2番目の地域の概要では、計画の対象地域、今回は中里地域としております、それから後継者不足や高齢化等の農業の課題・現状、土地利用・土地改良事業の状況、農用地利用の集積状況を記載しております。次の農業振興の方向や方策等では、特に経営安定化に対する取り組みを進め、多様な作物の作付推進や6次産業化等によって、所得確保を狙う旨を記載し、その具体的な方策として、①担い手及び新規就農者の確保、育成 ②6次産業化の推進 ③生産基盤の整備 ④TPP発効に向けた安定的な経営に資する取り組みの推進 ⑤地域の特性・資源を生かした農業対策の推進の5項目を挙げております。4番目となる土地利用の方向では、本年3月策定した町長期計画では「土地利用に関する法律等の適正な運用による適正な土地利用推進」とされておりますので、それを基本とし、本計画に定める施設が必要最小限の土地利用で、農業者の経営安定化に資する施設であることを記載しております。最後の施設の種類、位置、規模、振興計画の要件ですが、これは施設の総括表となっております。以上で、計画本文を構成しております。

一方、8ページからの施設調書は、その施設の概要ということになりまして、施設の種類、位置、規模等では、発電所4基、田茂木字若宮の計16筆で、合計2,776㎡の転用面積が記載されております。次の、施設の建設に係る土地の状況では、施設付近の概況、土地の地目・面積等の内訳、土地改良事業の実施状況を記載しております。3番目の、1の施設が地域の農業振興に及ぼす効果等では、今回の位置づける施設がいかに農業者にとって直接利益になるかを記載したもので、具体的には、くろしお風力発電(株)が売電収益から一定額を拠出し、農業水利施設の維持管理事業に充てて、農家の経営安定化につなげ、農業従事者の減少傾向を食い止めたり、生産意欲を向上したりなどといった、地域農業の将来につながる効果が期待できること記述しております。最後の 法律施行規則各号に掲げる要件ですが、柱書に記載された要件を1つずつ検証する記載でして、土地の規模の妥当性、必要性、代替地検討、効率的かつ総合的な利用に与える影響、集積へ与える影響、土地改良施設への影響、土地改良事業施行者の同意等について、どのような状況下を記載しております。

なお、次の「農地転用の法根拠ですが、この案件は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律、いわゆる農山漁村再エネ法に基づく農地転用を目指している案件でして、すでに、本法律に基づく当町協議会が立ち上がっており、農振除外の見込みが立った段階で、協議会が基本計画を策定する予定です。この協議会には、松坂会長にも出席いただいているものです。

くわしくは、以下に法根拠を記載しておりますが、簡単に言いますと、平成26年5月に農山漁村再エネ法が施行された際、農地法等にも改正があり、「協議会」で基本計画に定められたものに基づいて、発電設備を整備する業者が「設備整備計画」を町に提出し、町が認定すれば、農地転用があったものとみなす規定になっています。つまり、通常の農地転用は不要ということになります。

最後に、関係機関への意見照会の状況ですが、国営かんがい排水事業に関して、町にある事務所に照会を行っているところで、正式な回答はまだですが事前の相談では今のところ問題となることは見受けられないそうです。また、十三湖地区で行われるほ場整備事業に関して、西北地域県民局地域農林水産部と事前に話し合いましたが、今回の4基に関しては受益地に含まれないため、そもそも意見照会が不要ということでした。なお、受益地の有無については、法手続きに使用している原形図を使って、町で確認しております。また、そのほかの十三湖土地改良区、JAつがるにしきた中泊支店に関しては、いずれも意見なしとの回答をいただいております。

以上、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定案についての説明とさせていただきます。

議 長

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですのでお諮りいたします。、議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議もないようですので、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

それでは、以上をもちまして、平成28年度中泊町農業委員会5月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年5月10日

農業委員会長

署 名 委 員

署 名 委 員
